

Yamanashi AI ハッカソン企画・実施業務委託仕様書

委託者山梨県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が実施する「Yamanashi AI ハッカソン企画・実施事業」の仕様を次のとおり定める。

1. 目的

山梨県の社会全体のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を進めていくためには、県内の様々な企業や組織において、それぞれが抱える課題を、データやデジタル技術を用いて解決していくことが重要であり、その取り組みを支える、DXの加速化に必要なAI等の先端技術を有する人材（以下「AI人材」という。）を確保、育成していく必要がある。

そのため、山梨県内のAIを学んだ学生や、その分野へスキル転換を考えている社会人（IT技術者）等を対象にAI人材を目指す契機となるような、AIをテーマとするハッカソン（※）を開催する。

※ハッカソン…数日程度の短期間で創出されるアイデアを元に、チームで集中的にプログラムやプロダクト開発などの共同作業を行い、その技能やアイデアを競うイベント

2. 委託期間 契約締結の日から令和5年3月24日まで

3. 業務内容

(1) ハッカソンの企画

- ① ハッカソンは、山梨県内のプログラミング経験のある高校生以上の学生、社会人を対象とし、集合形式（会場でのイベント）で実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等、集合形式により実施することが難しい場合はオンライン形式も可とする。
- ② AIを開発する際に使用するプログラミング言語は「Python」とすること。
- ③ 参加者は必ずしも「Python」の経験があるわけではないので、ハッカソンイベント内で成果物が完成できることを念頭に開発テーマ設定すること。
- ④ 参加者は30名程度を目安に募り、チーム編成をすること。
- ⑤ 参加者を募る際は、ホームページ、SNSなど効果的に広告し、④に想定する人数を確保できるよう工夫すること。
- ⑥ チーム編成をする際、チーム間の開発レベルに隔たりが出ないように、「Python」プログラミング経験者を各チームに配置するなど工夫をすること。
- ⑦ ハッカソンの企画から運営まで、全体が円滑に実施できるようファシリテーターを効果的に配置すること。
- ⑧ ハッカソン当日までの間、参加者の「Python」への理解を深め、開発レベルの底上げが出来るよう、事前学習や講習会を設けるなどサポート体制を整えること。
- ⑨ 参加者のコミュニケーションの場（例：Slack等）を用意し、必要な連絡や参加

者間におけるコミュニケーションが取れるようにすること。

(2) ハッカソン開発環境

- ① 「Python」の開発環境は、参加者が個々に用意するのではなく、乙において用意し、参加者間で開発環境に優劣が生じないようにすること。(例：クラウドサービスの開発環境を利用など)
- ② ①で用意した開発環境において、ハッカソン当日までの間、操作等を習熟させるため、練習用の環境を用意すること。
- ③ 用意した練習環境と本番環境はハッカソン当日の開発に影響を及ぼさないように分離すること。

(3) ハッカソンの開催

- ① ハッカソンの開催規模は、2日間（開発、審査、表彰）程度を想定。
- ② 学生等が参加しやすいような時期を選定すること。(例：長期休暇の時期、休日、祝日など)
- ③ 技術的指導が可能なメンターを配置すること。
- ④ ハッカソン開催に必要な会場、機材を手配・準備すること。
- ⑤ 審査を経て、最優秀チームには知事賞を表彰するため、表彰状の準備をすること。また、副賞を設けることは妨げないが、換金性の低いものとする。
- ⑥ 知的財産等の取扱いについて必要な措置を講じること。

(4) ハッカソン開催後

- ① ハッカソンを広く周知するため、イベント成果物や参加者の感想を紹介すること。
なお、令和4年11月11日（金）、11月12日（土）に開催予定の「山梨テクノロジーメッセ2022」では、甲において展示ブースを確保しているため、活用が可能である。
- ② 契約期間中は用意した3（1）⑨に記載のコミュニケーションの場が参加者における情報共有の場となるよう管理・運用すること。

(5) 報告書の作成

本業務の実施結果を取りまとめ報告書を作成すること。また、得られた知見等を踏まえ、次回開催に向けたアドバイスも盛り込むこと。

(6) その他

その他、本業務の実施に当たり必要となる一切の業務を実施すること。

4. 委託費用

契約金額は、本業務の遂行に直接必要な経費及び関係者との調整等に必要なものとする。

(1) 対象経費

① 人件費

業務従事者の賃金、法定福利費（事業主負担分に限る）、社内規定等で必要とされる範囲の諸手当（通勤手当等）

② 事業費

(ア)賃借料 ハッカソン開催のために必要となる機材等のレンタル・リース料、業務実施に必要な会場等の借り上げ等に係る経費

(イ)消耗品費 当事業を実施するために必要となる消耗品の購入に係る経費

(ウ)事務局管理運営に必要な経費 旅費、通信費、郵送料 等

(エ)その他、業務実施に必要な経費

③ 一般管理費

事業全般を管理する際に発生する雑務的経費

④ 委託契約に係る消費税及び地方消費税等

それぞれの経費については消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とすること。

(2) 対象とならない経費

① 土地・建物を取得するための経費

② 施設や設備を設置又は改修するための経費

③ その他、事業との関連が認められない経費

5. 業務実施体制

事業の実施にあたっては、甲との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

① 乙は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。

② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。

③ 業務実施責任者は、スケジュール等の管理や関係者との連絡調整を行うこと。

④ 業務実施責任者は、甲との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。

⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、甲から報告を求められた際は速やかに対応すること。

⑦ 乙は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

⑧ 乙は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を甲に通知すること。

6. その他留意事項

(1) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 秘密の保持

① 本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。

② 乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 再委託の制限

乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、承諾を得なければならない。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止

乙は、委託業務の作業場所において、いわゆる3密を避けるため対策を講じること。

(6) その他

- ① 本事業を実施するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関連法令、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）その他本業務に関連する全ての法令等を遵守しなければならない。
- ② 甲乙は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。
- ③ 乙は、委託期間の満了又は解除により契約が終了した場合には、甲が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は第三者に移行する業務を支援すること。これに必要な措置又は支援の具体的な内容は、甲と協議の上定めるものとする。